

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-5-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/chugakusien.html

執行機関名 宮城県知事

知事等(教育委員会)が行う私立中学校等修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立中学校等修学支援に関する事務であって別に規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第一の項の1 私立中学校等修学支援に関する事務であって別に規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	宮城県私立中学校等就学支援実証事業費補助金交付要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り</u> 、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	県は、 <u>私立中学校等に通う低所得世帯に属する児童生徒等の中学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため</u> 、中学校等を設置する学校法人等に対し、修学支援実証事業費補助金を交付するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮城県私立中学校等就学支援実証事業費補助金交付要綱